

那珂川沿岸農業水利事業（一期）

大杉山揚水機場改修工事

特別仕様書

（当初）

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（一期）大杉山揚水機場改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書【建築工事編】」、「公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】」、「公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】」（以下「建築工事標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書並びに建築工事標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、大杉山揚水機場を改修するものである。

2. 工事場所

茨城県水戸市三の丸地内

3. 工事概要

工事概要は下記のとおりである。

(1) 土木工事(揚水機場)

吸込水槽工 1式

基礎工 場所打ち杭φ1200mm L=13.0m N=15本

付帯工 1式

(2) 建築工事

鉄筋コンクリート造 地上一階地下一階(地下部分は土木工事)

建築面積 (操作室) 112.50㎡、(ポンプ室) 111.00㎡、
(接続部) 2.25㎡、(全体)225.750㎡

延床面積 (操作室)112.500㎡、(ポンプ室棟1階)74.21㎡、
(ポンプ室棟地下1階)99.40㎡、(接続部) 2.25㎡、(全体)288.36㎡

(3) 電気設備工事 1式

(4) 機械設備工事 1式

(5) その他 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。なお、工事数量表に「概」と示した項目については概算数量であるため、設計変更にて処理する。

第3章 施工条件

1. 工程制限

関連工事のため、次のとおり工事工程を制限するものとする。

(1) ポンプ室

ポンプ設備の基礎コンクリート打設等のため、令和4年11月19日までに床部分の工事を完成させ、関連工事のポンプ室での作業が可能となるようにしなければならない。

また、天井クレーン据付のため、令和4年12月28日までに天井クレーン走行レール受梁を完成させ、関連工事の建屋内への機器の搬入等が可能となるようにしなければならない。

(2) 操作室

ポンプ設備の受配電盤等の据付のため、令和4年12月28日までに床部分の工事を完成させ、関連工事の操作室での作業が可能となるようにしなければならない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日／月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝祭日及び、夏季休暇・年末年始休暇を含んでいる。

3. 工事監理者

本工事(建築)は、建築基準法第五条の六第4項に基づき、工事監理者を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 関係機関の確認

本工事の施工中において、関係機関の立会確認を受ける場合、受注者はこれに応じなければならない。

5. 現場技術員

本工事(土木)は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕工期を設定した工事である。

余裕工期内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない機材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期；令和4年3月28日から令和5年3月15日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和4年3月27日まで)

※契約締結後において、余裕工期内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、

工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕工期は適用しない。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「シルト」及び「粘性土」を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 那珂川沿岸農業水利事業（一期） 大杉山揚水機場ポンプ設備製作据付工事
(施工予定時期 令和4年1月～令和5年3月)

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

- 1) 騒音・振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく確認し、対策について監督職員と協議を行うものとする。

(2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無
水戸市道 幹線5(城東・文京線) 工事車両進入口※ ※現大杉山揚水機場出入口を含む	1名/日	1編成	昼間	無

(3) 近接施工

- 1) 本工事は、JR水郡線と近接した現場条件であるため、下記のとおり資格者（営業線工事保安関係標準示方書に定めるJR工事管理者及び列車見張員）を工事施工箇所に配置するものとする。資格者の請負形態について、元請け、下請けは問わない。

なお、下記配置期間、配置人数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置期間	配置資格者	配置人数
本工事施工期間中（準備・後片付け期間を除く全期間）	J R 工事管理者 （東日本旅客鉄道会社の資格認定証）	1名
	列車見張員	1名

2) 配置資格者の労務単価は下記のとおり見込んでいる。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

配置資格者	単位	単価（円）
J R 工事管理者 （東日本旅客鉄道会社の資格認定証）	人	17,850
列車見張員	人	14,700

※週休2日の補正を行った単価を記載している。

3) 本工事施工に伴い、J R 水郡線の近接橋脚に対して動態観測を実施しながら施工を行うものとする。動態観測の内容については下記のとおりとする。なお、下記観測期間、動態観測方法に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

観測期間	対象橋脚	観測箇所	観測頻度
本工事施工期間中 （準備・後片付け期間を除く全期間）	P A 1 橋脚、 R 2 橋脚（川側）、 R 2 橋脚（中央）、 R 2 橋脚（陸側）	橋脚上部側面	1日3回 （工事着手前、 午後作業開始前、 作業完了後）

動態観測実施にあたる管理値・対応については下記の通りである。

なお、本工事施工において警戒値を超えないよう、受注者の責任において施工計画・仮設計画について十分検討を行い、施工するものとする。

また、先行して国土交通省樋管取水口工事を実施しており、この計測値データを貸与するので、これを踏まえて管理するものとする。

管理値区分		警戒値に達した場合の具体的対応
警戒値	東日本旅客 鉄道会社 との協議に よる値	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 関連構造物の点検を行い、J R 関係機関に連絡を行う。 ・ 施工状況の点検および変状原因の究明を行う。 ・ 工事最終段階で限界値を超える恐れのある場合は、 変状を抑止する施工方法を検討する。 ・ 計測値の確認、構造物の点検を強化する。 ・ 上記対応の後、施工を継続する。

4) 本工事施工にあたり、J R 水郡線橋脚・橋梁に接触しないよう施工するものとする。

5) 上記、資格者の配置、観測方法、警戒値6mm以下となる各施工方法等の詳細については、工事着手前にJ R 東日本水戸支社水戸土木技術センターと事前協議を実施し、内容の確認を行ったうえで施工するものとする。本件は設計変更の対象とする。

(4) 交通対策

- 1) 公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに事故防止に努めなければならない。
- 2) 資機材及び建設発生土の搬出等により、工事車両が公道を運行する際は、路面の汚損が生じないように留意するものとする。

(5) 防塵対策

防塵対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関等との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の実施に際しては、監督職員の指示に基づき、関係機関に対して施工計画書の提出等、必要な手続きを行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

現場搬入路として、一般道（水戸市道幹線5（城東・文京線）及び堤防沿い進入路が利用可能である。一般者も通行する堤防沿い進入路を始め、受注者は交通事故等の防止に努めるものとする。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 現場発生材置場

本工事の施工に伴い発生する金属屑（現場発生材）の置場は次に示す場所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
御前山ダム仮置場	茨城県常陸大宮市下伊勢畑地内	7.47ton	鋼矢板

3. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は次に示す場所とし、予定数量は次のとおりとする。

名 称	地 先 名	搬出予定量	適 用
建設発生土受入地	茨城県水戸市下大野町地内	3,700m ³	放土後整地

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

5. ソイルセメント系地下連続壁（SMW）土留

- (1) 先行する国土交通省の那珂川大杉山揚水機場樋管改修工事において、取水樋管、吸水槽仮設工のソイルセメント系地下連続壁（SMW）及び底盤コンクリートは施工されており、地盤高 GL8.500 まで埋戻されている。
- (2) 本工事の施工は、基礎杭、床掘、切梁・腹起し、吸水槽造成、ソイルセメント系地下連続

壁（SMW）切断となっているが、図面に示す内容と異なる場合は報告するとともに、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりで、次に示す期間に使用できる。

- (1) J R 水郡線高架下敷地、旧 J R 水郡線敷地及び現大杉山機場内敷地
契約日から令和5年3月31日まで(予定)

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控杭を設置しなければならない。

工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

また、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

- (1) 鉄筋コンクリート用棒鋼

SD 2 9 5 A D13、D16

SD 3 4 5 D19、D22、D25

- (2) 砕石

再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 準抛

単粒度砕石 4号 JIS A 5001

コンクリート用砕石 25～5 JIS A 5005

山砂 SF相当

- (3) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び 強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25(20)	65	BB	均しコンクリート
無筋コンクリート	18	8	40	65	BB	付帯構造物
無筋コンクリート	18	15	40	65	N	建築基礎・ 土間コンクリート
無筋コンクリート	30	18	25(20)	55以下	BB	現場打ち杭
鉄筋コンクリート	24	12	25(20)	55以下	BB	吸込水槽
鉄筋コンクリート	24+S*	15	25(20)	60以下	N	建築躯体
鉄筋コンクリート	24+S*	18	25(20)	60以下	N	建築躯体

※) 構造体強度補正值(S)は、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ に応じて定める。

普通ポルトランドセメント： $8 \leq \theta$ の場合、 $S=3\text{N/mm}^2$ 、 $0 \leq \theta < 8$ の場合、 $S=6\text{N/mm}^2$

※) 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合、20 mmの使用を可能とする。

(4) コンクリート二次製品

ハンドホール

□600×H1050

(5) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書、産地証明書、粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ、試験成績書
鉄筋	ミルシート
鉄鋼材（鋼矢板含む）	試験成績書・カタログ
防水材	色見本、試験成績書保証期間
床材	色見本、カタログ、試験成績書
壁材	製作承認図
塗料	色見本、カタログ、試験成績書
内装材	色見本、カタログ、試験成績書
外装材	カタログ、納入仕様書、試験成績書
配線配管類	カタログ、納入仕様書

照明器具	カタログ、納入仕様書
空気換気設備器具	カタログ、納入仕様書
衛生設備器具	カタログ、納入仕様書
受配電盤	カタログ、試験成績書等
その他材料(監督職員が指示するもの)	カタログ又は試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受けるものとする。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
- (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行うものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を得るものとする。なお、公的試験所（これに準ずる試験所を含む）で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受けるものとする。
- (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出するものとする。

4. 取扱い説明書及び保証書

電気製品等メーカー品及び二次製品で、取扱説明書及び保証書が添付されているものは、取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、図面に示すK B M. 3 (TP+8. 638)を使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりであり、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期・頻度
構 造 物	コンクリート 構造物	厚さ、高さ、 幅（内空）	初期施工段階で1箇所
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期段階鉄筋組立後 以降、構造物変更後毎に1箇所

杭基礎工	床付け状況、使用材料 杭打設長、高さ、 基準高、偏心	構造物毎に初期掘削完了時、初期杭 打ち時、初期杭打設完了時 1本目打設完了時
------	----------------------------------	--

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨通知を受けた場合は、従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	構造物基礎

3. 建設資材等の搬出

- (1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を、本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト廃材	(有)よこすか建設中間 処理再生プラント工場	茨城県ひたちなか市 足崎字小鍋沢 1212-1	8:30 ~17:00	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は、埋戻し及び盛土また基礎工に流用するもののほかは、事前に受入地管理者の確認を得て、全て建設発生土受入れ地へ搬出しなければならない。
- 2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面崩落及び土砂落下の恐れが認められる時は、速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

1) 埋戻し

構造物の埋戻しに使用する土は購入土を使用する計画であるが、掘削土を流用出来る場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 締固め方法

- ① 砂置換法による土の密度試験（現場密度試験）による締固め度は90%平均(±5%以内)以上とする。
- ② 埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

なお、構造物壁より50cmまでの範囲及び施工幅1mまでの範囲の埋戻し及び盛土は、振動コンパクタ90kg級又は、同等の機種により入念に転圧するものとする。

また、前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラ0.8~1.1t、3.0~4.0t級及びブルドーザー15t級により入念に転圧するものとする。

6. 基礎工

(1) 基礎杭

- 1) 基礎杭は、下表により施工するものとし、これ以外の工法を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。

構造物名	工法	備考
吸水槽及びポンプ室	全回転式オールケーシング工	
操作室	プレボーリング拡大根固め工	

- 2) 杭頭処理の方法は図面「No.7 吸水槽場所打ち杭配筋図」、「No. S-07 柱状図・杭伏図・杭仕様」に示すとおりとし、その加工に当たっては、汚れ等をワイヤーブラシ等で除去し、コンクリートの付着が容易になるように清掃しなければならない。
- 3) 杭の継ぎ手方法は条件に合った工法とし、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 4) 試験施工の方法について、事前に監督職員の承諾を得るものとし、試験杭の掘削、建て込みは、監督職員の立会いのうえ実施するものとする。
- 5) 杭先端部の土質条件に相違があった場合は、監督職員と協議しなければならない。

7. コンクリート工（吸水槽工）

(1) 鋼材

- 1) 鋼材の運搬・荷扱い・保管に当たっては、雨・露等による錆・腐食等の発生を防がなければならない。
- 2) 鉄筋の継ぎ手は、土木構造の場合は、基本的に重ね継手とする。

(2) コンクリート工

- 1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 鋼材を用いる構造体にコンクリートの打込み作業を行う場合は、打込み前に配置された鋼材の位置及び被覆材の損傷の有無を確認しなければならない。
- 3) コンクリート打込みの際には、被覆材に損傷を与えないように注意しなければならない。
- 4) 吸水槽は共通仕様書 3-10-6 マスコンクリートとして温度ひび割れに対する検討を行うものとし、対策を追加する場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 防水処理

防水処理(塗装)は、水質に影響を与えない材料を使用する。

8. あと施工アンカー

あと施工アンカーの使用については建築基準法関係法令、技術基準によるものとし、使用箇所、使用材料について監督職員の承諾を得るものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-10に規定する(1)の資格を有するものでなければならない。

2. 構造物品質確認検査

本体工の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行わなければならない。

- (1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。

- 1) 調査頻度は、強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。
なお、受注者は事前に調査計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。
 - 2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追究するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。
 - 3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。
 - 4) 測定結果によっては、コアを採取し圧縮強度試験を行なう場合がある。
 - 5) 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。なお、調査票については別途指示するものとする。
- (2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。
- 1) 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。
なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追究するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。
 - 2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。
なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。

3. 施工管理

建築工事における品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事施工管理基準」、「機械設備工事施工管理基準」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、これらに定められていない事項については、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

4. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

5. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 天災その他不可抗力

1. 異常出水

工事請負契約書第30条に規定する対象となる損害は、那珂川の流水が現況堤防を超えて越流し、工事目的物等に損害を与えた場合とする。また、この場合の損害額の算定にあたっては、第27条に規定する臨機の措置を講じたうえでの不可抗力による損害とする。

2. 工事中の安全管理について

工事中の安全管理において、特別な対策に要した費用は発注者、受注者で協議するものとする。

第12章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第2章4に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (3) 土質調査が必要になった場合
- (4) 関連工事との調整により施工条件、施工方法等に変更が生じた場合
- (5) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (6) 水替工及び湧水処理工に変更が生じた場合
- (7) 転石の出現があった場合
- (8) 道路協議等、関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (9) 被圧地下水が発生し、施工に支障をきたし対策が必要となった場合
- (10) 第4章3(2)に規定する交通誘導警備員に係わる諸条件に変更が生じた場合
- (11) 第4章3(3)に規定するJR工事管理者、列車見張員に係わる諸条件に変更が生じた場合
- (12) 第4章3(5)に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (13) 正常な運行によって舗装が破損した場合
- (14) 工事用道路及び進入路の構造に変更が生じた場合
- (15) 第6章に係る作業ヤードの使用条件に変更が生じた場合
- (16) 第9章3(1)に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (17) 産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
- (18) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (19) 土工収支(流用)に変更が生じた場合
- (20) 基礎地盤が所定の支持力を満たしておらず、基礎構造を変更する必要がある場合
- (21) 吸水槽の構造等に変更が生じた場合(基礎杭の変更を含む)
- (22) 場内整備等の付帯構造物の構造、配置計画等を追加する必要が生じた場合
- (23) 原形復旧を追加する必要が生じた場合
- (24) 導水管工事を追加する必要が生じた場合
- (25) 建築・電気・機械工事を追加する必要が生じた場合
- (26) 歩掛調査の追加が生じた場合
- (27) 付帯構造物の追加又は変更が生じた場合
- (28) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合

- (29) 材料の種類・規格・数量に変更が生じた場合
- (30) 電気・水道等の引込箇所に変更が生じた場合
- (31) 掘削機種及び施工方法等に変更が生じた場合
- (32) 仮設足場の数量に変更が生じた場合
- (33) 指定仮設に変更が生じた場合
- (34) 鋼矢板の打設・引抜き方法に変更が生じた場合
- (35) 他工事の影響により工事内容に変更が生じた場合
- (36) 洪水の発生等による河川の流況変化により仮設計画、施工方法、構造物等を変更する必要がある場合
- (37) コンクリートひび割れ対策が必要となった場合
- (38) 現地精査により変更が生じた場合
- (39) 遠隔確認の試行を行う場合
- (40) その他、監督職員が必要と認めたもの

2. 工事の変更中止等

工事内容の変更又は工事施工の中止及び、その場合の工期又は請負金額の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 異常出水

第13章 設計変更等の業務

受注者は設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議のうえ、設計変更に計上するものとする。

第14章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(様式1～様式4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

②VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下、「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

する。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- ・営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ・労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費:建設機械の運搬費
 - 準備費:伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る

費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は、金額の妥当性を証明する金額計算書）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術的課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記6.(1)、(2)、(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、

必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

8. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

9. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
仮設材（H型鋼）	H-300～H-400	茨城県稲敷郡阿見町
仮設材（H型鋼）	H-500	東京地区
骨材（石材類）		水戸地区

10. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式(洋風)便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鍵と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法900mm×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6及び【付属品として備えるもの】7～11の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※ 施工延長が長い等、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

11. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。
 - 1) 補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて以下のとおり補正する。

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01

12. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

【働き方改革】

週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。

若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況(工程管理)」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、週

休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。
<input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。] |
|--|

○事業（務）所長用

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
<input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] |
|---|

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加算評価する。

○事業（務）所長用

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] |
|--|

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - ・真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
 - ・工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

・真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率}(\%) \times \text{補正係数}^{\ast}$$

補正係数：1.2

16. 現場環境改善費について

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス(交通誘導警備員待機室) ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報器等) ③避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図

	③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	--

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。